

# 負担付贈与契約書

贈与者（以下、「甲」とする）は、受贈者（以下、「乙」とする）との間で、下記のとおり、贈与契約を締結する。

## 第1条（贈与の合意）

甲は、次の不動産（現金）を乙に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

（贈与する財産の詳細を記す）

## 第2条（贈与の方法）

甲は、前条の不動産（金員）を 年 月 費までに乙に引き渡す（乙が指定する金融機関の口座に振込送金する）。

## 第3条（受贈者の負担）

（贈与の条件となった受贈者の負担内容について詳細を記す）

## 第4条（諸費用・公租公課の負担）

（贈与のために要する諸費用（不動産の登記費用、振込手数料など）や公租公課の負担者について明記する）

## 第5条（不履行にもとづく解除）

- 乙が第3条の負担を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。
- 前項によって本契約が解除されたときは、乙は速やかに不動産を甲に引き渡し、所有権移転登記を行う。その場合、登記に要する一切の費用は乙の負担とする。（乙は現金を速やかに返還する。）

本契約が締結されたことを証するため、本契約書を2通作成し、甲乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

乙  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印